

大口町公共工事の施行に関する事務取扱要綱

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 設計図書の作成（第4条―第8条）

第3章 契約の締結（第9条―第22条）

第4章 工事の施行（第23条―第39条）

第5章 工事の完了（第40条―第46条）

第6章 契約代金の支払い（第47条―第49条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、大口町の公共工事施行に関する事務の取扱いについて、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------|--|
| (1) 工事 | 町が発注する建設工事、測量、調査及び設計をいう。 |
| (2) 契約者 | 大口町契約規則（昭和54年大口町規則第6号。以下「契約規則」という。）第2条第2号に規定する者をいう。 |
| (3) 契約担当課長 | 工事の契約に関する事務を分掌する課の長をいう。 |
| (4) 工事担当課長 | 工事に係る予算を執行し、工事の施行を分掌する課の長をいう。 |
| (5) 決裁 | 大口町決裁規程（昭和56年大口町訓令第2号。以下「決裁規程」という。）第2条第1号に規定するものをいう。 |

（適用の範囲）

第3条 この要綱は、予定価格が1件200万円を超える工事について適用する。

第2章 設計図書の作成

(設計図書の作成)

第4条 工事担当課長は、工事に係る予算を執行しようとするときは、工事に関する設計書及び関係図書（積算書を含む。以下「設計図書」という。）を作成するものとする。

(設計の協議)

第5条 工事担当課長は、前条により設計図書を作成したときは、設計協議書（様式第1）に設計図書1部を添えて契約担当課長に協議するものとする。

2 契約担当課長は、前項の規定により設計の協議を受けたときは、設計の内容を審査し、設計協議回答書（様式第2）により工事担当課長に回答するものとする。

(工事施行伺)

第6条 工事担当課長は、前条第2項により回答を受けたときは、工事の施行についてその作成した設計図書を添えて決裁規程に基づき決裁を受けるものとする。

(工事執行の依頼)

第7条 工事担当課長は、前条の規定により決裁を得たときは、工事執行依頼書（様式第3）に決裁文書の写しを添えて、契約担当課長に工事執行の依頼をするものとする。

(設計図書の変更)

第8条 第4条から前条までの規定は、設計図書の変更について準用する。この場合において、第5条第1項中「設計協議書（様式第1）」とあるのは「変更設計協議書（様式第1の2）」と、第5条第2項中「設計協議回答書（様式第2）」とあるのは「変更設計協議回答書（様式第2の2）」と、第7条中「工事執行依頼書（様式第3）」とあるのは「変更工事執行依頼書（様式第3の2）」と読み替えるものとする。

第3章 契約の締結

(入札者等の決定)

第9条 指名競争入札の入札者（以下「入札者」という。）又は随意契約の場合の見積書を徴収する者（以下「見積者」という。）の決定は、大口町業者指名審査事務取扱要綱（昭和56年大口町要綱第3号）及び決裁規程によるものとする。

(入札の通知)

第10条 指名競争入札の通知は、指名競争入札通知書（様式第4）により、契約担当課長が行う。

2 契約担当課長は、工事に関し現場説明が必要なときには、指名競争入札の通知の際に現場説明会の開催を併記しなければならない。

3 契約担当課長は、前2項の規定により入札者に通知書を交付するときは、その受取人を通知受取記録簿（様式第5）により記録するものとする。

4 契約担当課長は、第1項及び第2項の規定により入札者に通知書を交付するときは、工事担当課長に指名競争入札報告書（様式第6）に指名競争入札通知書の写しを添えて報告するものとする。

(指名業者の公表)

第11条 前条により指名競争入札通知書を交付したときは、大口町が発注する工事等の入札及び契約に関する公表事務取扱要領（昭和57年大口町訓令第1号）に基づいて公表するものとする。

(現場説明会)

第12条 現場説明会を開催するときは、工事担当課長は、入札に係る現場について入札者に説明をするものとする。

2 契約担当課長は、現場説明会の出席者に対して、現場説明会出席者名簿（様式第7）に署名押印をさせるものとする。

(入札辞退)

第13条 入札執行前に入札辞退者があったときは、入札参加者の追加指名は行わないものとする。この場合、当該辞退者から辞退届を徴するものとする。

(予定価格書の作成)

第14条 契約規則第13条に規定する予定価格は、予定価格書(様式第8)に所要事項を記入し、決裁規程に基づく決裁権者が、同規則第14条の規定に基づき予定価格を決定するものとする。

2 契約規則第13条ただし書きの規定を除き、作成した予定価格書は直ちに決裁権者の私印により封かんするものとする。

3 当該予定価格書は、開札の時刻まで契約担当課長が保管するものとする。

(入札の執行)

第15条 入札は、大口町入札心得書に基づいて行うものとし、入札執行場所の見やすいところに大口町入札心得書及び契約約款を掲示するものとする。

2 入札の経過は、指名競争入札執行調書(様式第9)により記録し、速やかに決裁を受けるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は指名替えを行い、再度競争入札をするものとする。

(1) 競争入札に付し入札者がいないとき。

(2) 入札に付し落札者がいないとき。

(3) 落札者が契約を締結しないとき。

(入札結果の通知)

第16条 契約担当課長は、前条の規定により入札を執行したときは、その結果を入札結果通知書(様式第10)に指名競争入札執行調書の写し及び契約書の案を添えて工事担当課長に通知するものとする。

(入札結果の公表)

第17条 入札結果の公表については、第11条の規定を準用する。

(随意契約)

第18条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号から第5号の規定により随意契約による契約をしようとするときは、契約担当課長は、第9条の規定に基づき見積者を決定し決裁を受けた後、速やかに見積書徴収通知書(様式第11)により見積者に通知し、見積書(様式第12)を徴

収するものとする。

2 予定価格書の作成については、第14条の規定を準用する。

3 見積書の徴収の結果については、見積書徴収調書（様式第13）により記録し、決裁を受けるものとする。

4 契約担当課長が執行する随意契約については、第16条の規定を準用する。

（入札により契約できないときの随意契約）

第19条 契約担当課長は、第15条第3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約によることができる。

（1）特殊工事で他に指名する者がいないとき。

（2）災害復旧工事等で緊急又は短期間に工事を施行する必要があるとき。

（3）その他やむを得ない事情で指名替えを行うことができないとき。

（契約の締結）

第20条 工事担当課長は、第16条及び第18条の規定により通知を受けたときは、大口町予算決算会計規則（昭和53年大口町規則第12号）第30条及び第32条の規定に基づく支出負担行為決議書により決議をした後に、支出負担行為決議完了報告書（様式第14）により契約担当課長に報告するものとする。

2 契約担当課長は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに契約を締結し決裁を受けるとともに、契約締結報告書（様式第15）に契約書の写しを添えて、工事担当課長に報告するものとする。ただし、契約保証金については、次の各号のいずれかに掲げるときは、契約規則第34条第3号を適用しない。

（1）予定価格が1,000万円以上になるとき。

（2）町長が特に必要があると認めるとき。

（入札保証金等）

第21条 契約担当課長は、契約規則に定めるところにより入札保証金及び契約保証金に関する事務を処理するものとする。

第22条 削除

第4章 工事の施行

(監督員の任命)

第23条 工事の監督職員（以下「監督員」という。）は、各工事ごとに任命するものとする。

2 工事担当課長は、監督員が任命されたときは、速やかに監督員通知書（様式第16）により契約者に通知するとともに、監督員報告書（様式第17）により契約担当課長に報告するものとする。

3 第1項の規定による監督員の任命は、契約締結後直ちに行うものとする。

(監督の方法)

第24条 工事の監督は、公共工事監督要領に基づいて行うものとする。

(契約代金内訳書及び工程表)

第25条 契約代金内訳書及び工程表（様式第18）は、建設工事にあつては契約締結後5日以内、測量、調査及び設計にあつては7日以内に工事担当課長に提出させるものとする。ただし、契約代金内訳書の提出については、工事担当課長が必要がないと認めたときはこの限りでない。

2 工事内容又は工期を変更したときは、工事変更工程表（様式第19）を提出させなければならない。ただし、変更に係る増減が、契約金額にあつては100万円以下、工期にあつては10日以内の場合は提出を省略させることができる。

3 工事担当課長は、工程表及び変更工程表について、その内容を審査し、不適当と認められるときは、契約者と調整を行うものとする。

(施工計画書)

第26条 契約締結後遅滞なく施工計画書を工事担当課長に提出させるものとする。

ただし、工事担当課長が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

(現場代理人及び主任（監理）技術者等)

第27条 現場代理人及び主任（監理）技術者の通知は、現場代理人及び主任（監理）技術者届（様式第20）により契約締結後5日以内に工事担当課長に提出させるものとする。

(契約者の申出による契約期間の延長)

第28条 契約者からの契約期間延長の申出については、契約期間延長申請書（様式第21）により契約担当課長に提出させるものとする。

2 契約担当課長は、工事担当課長と延長期間を協議し、契約規則第38条第2項に該当すると認められるものについては、決裁を得た後、契約期間延長承認書（様式第22）により契約者に通知するものとする。

（契約者の申出によらない契約期間の延長）

第29条 工事担当課長は、工事の施行上契約期間延長の必要があると認めるときは、契約期間延長について決裁を得、契約期間延長依頼書（様式第23）に決裁文書の写しを添えて契約担当課長に依頼するものとする。

2 契約担当課長は、前項により依頼を受けたときは、契約期間延長協議書（様式第24）により契約者と協議し、契約書にかえて契約者から契約期間延長承諾書（様式第25）を徴するものとする。

（契約内容の変更）

第30条 契約の内容を変更しようとするときは、大口町公共工事設計変更事務取扱要領（平成元年大口町訓令第15号）に基づいて行うものとする。

2 工事担当課長は、前項の契約内容の変更については、第6条及び第8条の規定を準用する。

3 契約担当課長は、変更契約執行通知書（様式第26）に変更契約書の案を添えて工事担当課長に通知するものとする。

4 変更契約の締結については、第20条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「契約締結報告書（様式第15）」とあるのは「変更契約締結報告書（様式第15の2）」と読み替えるものとする。

（違約金）

第31条 契約規則第36条に基づく違約金の徴収にあたっては、契約担当課長は違約金調書（様式第27）を作成し、契約者から違約金を徴収するものとする。

第32条 削除

（工事の一時中止）

第33条 工事担当課長は、工事を一時中止する必要があるときは、その時点の出

来形調書（様式第 3 2）を添えて決裁を得て中止を決定し、契約担当課長に工事中止報告書（様式第 3 3）に当該決裁文書の写しを添えて報告するものとする。

- 2 契約担当課長は、前項の規定により報告を受けたときは、工事中止決定通知書（様式第 3 4）により契約者に通知するものとする。

（契約の解除）

第 3 4 条 契約担当課長は、工事中止が決定した後において契約を解除する必要があるときは、契約解除通知書（様式第 3 5）により契約者に通知するものとする。

- 2 契約の解除に伴う精算は、出来形検査のうえ契約解除に伴う精算方法により精算額を確定し、決裁を得た後、契約解除精算通知書（様式第 3 6）により契約者に通知するものとする。

第 3 5 条 削除

（名称等変更の届出）

第 3 6 条 契約者の名称等に変更があったときは、1 4 日以内に契約担当課長に名称等変更届（様式第 3 7）を提出させるものとする。

- 2 契約担当課長は、前項の規定により届出を受けたときは、名称等変更通知書（様式第 3 8）に名称等変更届の写しを添えて工事担当課長に通知するものとする。

（部分使用）

第 3 7 条 契約担当課長は、工事目的物の引渡前において、出来形部分の一部又は全部を使用する必要があるときは、出来形検査のうえ部分使用協議書（様式第 3 9）により、契約者と協議して部分使用同意書（様式第 4 0）を徴し、部分使用通知書（様式第 4 1）により契約者に通知するものとする。

（部分引渡し）

第 3 8 条 契約担当課長は、工事の完成前に工事目的物の一部完成部分の引渡しを受ける必要があるときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 契約担当課長は、部分引渡し協議書（様式第 4 2）により契約者と協議し、部分引渡し承諾書（様式第 4 3）を徴するものとする。
- (2) 承諾書徴収後の事務手続きは、全部完了の手続きを準用し、関係書類には一

部完了である旨明記するものとする。

(3) 部分引渡しに伴う契約代金の支払いは、一部完成部分に対する契約代金相当額を支払うものとする。

(損害賠償)

第39条 契約担当課長は、工事の中止、契約の解除、部分使用その他の理由により契約者から損害賠償の請求があったときは、意見を付して町長に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 工事の完了

(検査員の任命)

第40条 工事の検査職員（以下「検査員」という。）は、各工事ごとに任命するものとする。

(検査の方法)

第41条 工事の検査は、公共工事検査要領（以下「要領」という。）により行うものとする。

(工事の完了届等)

第42条 工事完了の通知は、監督員の承認を得て、完了届（様式第44）により工事担当課長に提出させるものとする。

2 工事担当課長は、完了検査依頼書（様式第45）に完了届の写しを添えて契約担当課長に完了検査を依頼するものとする。

(修補補正)

第43条 検査員は、検査の結果その給付内容に適合していない部分があると認めたときは、直ちに契約者に対し修補補正通知書（様式第46）に要領に定める修補補正指示書を添えて修補補正を命じるものとする。

2 修補補正完了の通知は、監督員の承認を得て、修補補正完了届（様式第47）により工事担当課長に提出させるものとする。

3 工事担当課長は、前項の規定により届出を受けたときは、修補補正完了検査依

頼書（様式第48）に修補補正完了届の写しを添えて契約担当課長に報告するものとする。

（検査結果の通知）

第44条 契約担当課長は、検査の結果を7日以内に検査結果通知書（様式第49）又は出来形検査結果通知書（様式第50）により契約者に通知するとともに検査結果報告書（様式第51）又は出来形検査結果報告書（様式第52）により工事担当課長に報告するものとする。

（工事目的物の引渡日）

第45条 工事目的物の引渡日は、次のとおりとする。

- （1）完了検査において適合と判定されたときは、完了検査の日
- （2）完了検査において不適合と判定されたときは、再検査において適合と判定された日

（工事関係書類の送付）

第46条 契約担当課長は、工事完成に伴い工事関係書類を整備したときは、工事完成報告書（様式第53）に関係書類を添えて工事担当課長に送付するものとする。

第6章 契約代金の支払い

（前金払）

第47条 前払金の支払いは、請求書（様式第54）と寄託証明をした前払金保証証書の写しにより、請求書を受理した日から14日以内に支払うものとする。

2 契約者が、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、大口町が認めた措置を講じているときは、前項に規定する寄託証明をした前払金保証証書の写しの提出があったものとみなす。

（部分払）

第48条 契約者は、部分払における出来形検査を申出するときは、出来形検査申出書（様式第55）により工事担当課長に提出するものとする。

- 2 工事担当課長は、出来形検査依頼書（様式第 5 6）に出来形検査申出書の写し及び出来形調書を添えて契約担当課長に検査の依頼をするものとする。
- 3 部分払金の支払いは、請求書と要領に定める既済部分検査調書により、請求書を受理した日から 4 0 日（測量、調査及び設計においては 3 0 日）以内に支払うものとする。

（精算金）

第 4 9 条 契約代金の支払いは、請求書及び要領第 8 条に規定する完了検査調書により、請求書を受理した日から 4 0 日（測量、調査及び設計においては 3 0 日）以内に支払うものとする。

附 則（平成 3 年大口町訓令第 8 号）

この訓令は、平成 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年大口町訓令第 9 号）

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年大口町訓令第 1 9 号）

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年大口町訓令第 2 8 号）

この訓令は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年大口町訓令第 1 1 号）

この訓令は、平成 1 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年大口町訓令第 2 号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則（平成 1 4 年大口町訓令第 1 1 号）

- 1 この訓令は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の大口町公共工事の施行に関する事務取扱要綱の規定は、平成 1 4 年 7 月 1 日以後の契約分から適用する。

附 則（平成 1 5 年大口町訓令第 8 号）

この要綱は、平成 1 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年大口町訓令第 1 4 号）

この訓令は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日 大口町訓令第29号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年3月26日 大口町訓令第5号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日 大口町訓令第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日 大口町訓令第4号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月25日 大口町訓令第16号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年3月28日 大口町訓令第3号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日 大口町訓令第30号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。